

議案第 38 号

三豊市治山事業分担金徴収条例の一部改正について

三豊市治山事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 26 年 3 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市治山事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

三豊市治山事業分担金徴収条例（平成 18 年三豊市条例第 169 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「図る事業」の次に「のうち、香川県単独県費補助条例（昭和 31 年香川県条例第 1 号）の規定による補助事業の採択を受けたもの」を加える。

第 4 条第 1 項中「費用の総額」の次に「(測量試験費、工事雑費及び事務費を含む。)」を加え、「国及び」を削り、「範囲内において市長が定める」を「2 分の 1 とする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、保安林の指定を受けた地域にあつては、4 分の 1 とする。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。